

副本













平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件
 原告 崔 鳳泰ほか10名
 被告 国

証拠説明書(3)

平成21年5月26日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	子	
益	子	浩	志	
山	田	重	夫	
和	田	幸	浩	
山	本	文	士	
長	尾	成	敏	
田	留	章	平	
川	口	耕	一	
関	口		昇	
北	郷	恭	子	
小	川		伸	
武	田	善	憲	

略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第38号証	文書749「忠南号事件について (黒山群島付近における衝突事件)」 (外務省北東アジア課)	写し	S40.4.13	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由4)。
乙第39号証	文書750「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」 (外務省北東アジア課, 水産庁, 海上保安庁)	写し	S40.5.12 5.19 5.27 6.30 7.7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由4)。
乙第40号証	文書910「日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3及び4)。
乙第41号証	文書1137「日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還」 (賠償庁, 海上保安庁など)	写し	S22~S27	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由4)。
乙第42証	文書1399「アジア局主要懸案処理日報抜粋」 (外務省)	写し	S33.7~S36.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由4)。
乙第43号証	文書1544「対韓交渉方針決定」 (外務省)	写し	S33.12.3	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由4)。
乙第44号	文書1822「金	写	S37.10.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に

証	中央情報部長訪日 (外務省)	し	1~11.15	該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由4)。
乙第45号証	文書979「日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録」 (外務省)	写し	S27.3.28	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第46号証	文書1062「日韓会談決裂善後対策」 (外務省)	写し	S28.10.26	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第47号証	文書1070「対韓関係当面の対処方針(案)」 (外務省アジア局第五課, 外務省)	写し	S29.12.20	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第48号証	文書1340「日韓会談説明用資料」 (外務省北東アジア課)	写し	S37.11.26	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第49号証	文書1342「日韓会談諸懸案の現状」 (外務省, 外務省北東アジア課, 外務省アジア局長, 外務省アジア局)	写し	S38.3.8 5.31 6.27 7.3 7.9 8.1 8.5 9.20	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第50号証	文書651「日韓予備交渉第11~20回会合記録」 (外務省北東アジア課)	写し	S37.10.18~S37.12.21	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第51号証	文書652「日韓予備交渉第21~25回会合記録」 (外務省北東アジア課)	写し	S37.12.25~S38.2.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。

乙第52号証	文書690「倭島局長・ヤング課長会談要旨」 (外務省アジア局第二課, 外務事務次官)	写し	S28.2.21 9.9 9.29 10.5 11.27 12.14	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第53号証	文書692「日韓交渉報告(基本関係部会)」 (外務省, 外務省アジア局第二課)	写し	S28.5.15 5.25	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第54号証	文書720「日韓政治折衝第2回会谈記録」 (外務省北東アジア課)	写し	S37.3.14	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第55号証	文書1124「日韓国交正常化交渉の記録(総説・目次・平和条約発効前の日韓関係と日韓会谈予備会谈)」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第56号証	文書1127「日韓国交正常化交渉の記録(第7次会谈の開始と基本関係条約案イニシアル)」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。